

令和7年(2025年)1月6日

各位

姫路市役所 まちづくり指導課

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の運用開始について

令和5年5月26日に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」について、姫路市では令和7年4月1日より運用を開始いたします。

規制区域内で一定規模以上の盛土や切土、土石の堆積に関する工事を行う場合は、盛土規制法に基づく許可等が必要となりますので、ご承知おきください。また、貴団体所属各位へご周知の程よろしくお願いいたします。

記

1 概要

令和3年7月に発生した静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害などを教訓として、土地の用途に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、国は「宅地造成等規制法」を法律名を含めて抜本的に改正し、令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行されました。本市においては、令和7年4月1日より運用を開始いたします。

2 指定年月日（運用開始日）

令和7年4月1日

3 添付資料

- (1) 周知用チラシ
- (2) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図

※詳しくは、以下の姫路市役所まちづくり指導課のホームページをご覧ください。

「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の運用開始」

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000028325.html>

4 担当

姫路市 都市局 まちづくり部 まちづくり指導課 盛土規制担当：佐々木、合田

TEL 079 - 221 - 2495